

# 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金

## 提出書類等作成ガイド

本提出書類等作成ガイドは、足利市ものづくり人材育成支援事業補助金の申請手続きについて、記入例、Q&A を参考に資料作成を補助する資料となります。

本補助制度の手続きにあたっては、「支援制度のリーフレット」のほか本書をご確認ください。

### <目次>

1	補助制度の概要	2
2	補助金申請から交付までの流れ	3
3	記入例ほか	4～
	○補助金交付申請書	
	○補助金交付請求書	
4	Q&A	8～

### 【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当  
電話：0284-20-2110 E-mail：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

## 1 補助制度の概要

### 1 趣旨

足利市経済の重要な担い手である製造業者の持続的な成長・発展のためには、生産性の向上や事業継続力の強化が不可欠となり、製造の現場を担う従業員の製造等に係る技術や技能の習得や能力の向上が求められます。

そこで、市内製造業者等が持続的な成長・発展するために取り組む従業員等の人材育成を次のとおり支援します。

### 2 事業内容について

#### (1) 補助メニュー

- 職業能力開発法第44条に規定する技能検定を受験させる事業
- 法令に基づく免許や資格の取得、講習等の受講をさせる事業
- 生産設備や装置、機器等を使用するために専門研修等を受けさせる事業や特定の工程を担うための専門資格を取得させる事業

#### (2) 補助対象者

**市内に事業所を有す製造事業者**（中小企業者、個人事業主）

#### (3) 補助対象経費（申請毎の税抜き合計額）

技能検定合格者、講習修了者、資格取得者の受験料や受講料、登録料のほか、講師を招聘した研修会等の開催経費（講師の交通・宿泊費、会場費、飲食代等の付帯経費を除く）

#### (4) 補助率・限度額等

補助対象経費（税抜き）の **30%**（1,000円未満切り捨て）

**最大20万円**（1社1年度あたり）

## 2 補助金申請から交付までの流れ

### 1 補助制度の利用検討（補助金申請者）

貴社で予定する人材育成事業で本補助金が活用可能かどうかご検討いただき、補助要件や必要書類をご確認ください。

法定資格補助事業や専門人材育成補助事業を活用したい場合には、事前に足利市産業ものづくり課（TEL0284-20-2110）までご連絡ください。申請資格の有無や補助対象となりうるか確認いたします。

※ 検定、講習会の概要を示すパンフレットや領収証書などの受験、受講に要した経費の支払いを確認できる書類が補助金交付申請に必要となります。



### 2 人材育成事業の実施（補助金申請者）

補助の対象となりうる人材育成事業を従業員に実施してください。  
従業員の技能検定の合格や技能講習等の修了。

※ 技能検定の合格証や技能講習等の修了証等を証する書類が補助金交付申請に必要となります。



**3 補助金交付申請書の作成及び市への提出（補助金申請者）**

市 HP から提出書類の様式をダウンロードし、申請書類を作成します。

申請にあたっては、次の書類を添付いただきます。

- 検定、講習、研修等の概要が分かる資料
- 合格、修了等を証する書類
- 補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し
- 申請者名義の通帳の写し
- 申請チェックシート 等



**4 補助金交付の決定（足利市）**

※ 不交付となった場合には補助金不交付決定が通知されます。



**5 補助金交付請求（補助金申請者）**

補助金交付の決定後、補助金交付請求書に交付決定額を記入し、交付請求ください。



**6 補助金の交付（足利市）**

補助金交付の請求額を申請者宛てに振込みます。

別記様式第1号（第7条関係）

令和〇年〇月〇日

足利市長 宛て

栃木県足利市〇〇町〇番〇

法人の場合は、登記簿謄本に記載の本  
店所在地、個人事業主の方は、住所を  
記載してください。

(申請者)

株式会社足利ものづくり

代表取締役 足利 太郎

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付申請書

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり  
補助金を交付申請します。

別記様式第一号別紙の合計額を記入くだ  
さい。補助金算定の基礎となります。

記

1 補助対象経費（内訳は、別記様式第1号別紙のとおり）

補助対象経費	243,300 円
--------	-----------

2 補助申請金額

補助対象経費(合計額) × 30/100 で計算し、1,000 円未満は切り捨てます。

補助申請金額	72,000 円
--------	----------

※補助対象経費の合計額に補助率100分の30を乗じ、年度あたり20万円を限度とします。

人材育成事業を実施した従業員が在籍する市内事業所をご記入ください。

3 申請者の概要

足利市内	事業所名	株式会社足利ものづくり 第1工場		
	事業所所在	足利市△△町△番地		
資本金	3,000千円	従業員数	22人	
資本関係※	—			
業種	製造業（生産用機械器具製造業）			
業務内容または 製造品	精密切削加工による試作品、部品ユニット、治具の製作など 金属加工			

※ 株式資本関係等を有す関連企業がございましたら企業名を記入ください。

内容を確認のうえ、✓をしてください。

4 同意または誓約事項（同意または誓約される事項の確認欄に✓）

No	同意また誓約事項	確認欄 (✓)
1	当該補助金の要件審査のため、市税の滞納状況について調査することに同意します。	✓
2	申請対象となる人材育成を受けた従業員が現に市内事業所に務めており、人材育成に要した経費を申請者が負担しました。	✓
3	申請内容に虚偽があった場合は、当該支援金を直ちに返還します。	✓

4	交付決定後においても、指定された書類等の提出の求めに応じます。	✓
5	本補助金申請時において、破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てをしておらず、交付決定後も事業を継続します。	✓
6	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、足利市暴力団排除条例第2条第3号又は第6号に規定する者に該当しません。	✓

## 5 添付書類(添付した書類に✓、その他資料は括弧内に詳しく記入)

No	添付書類	備考	確認欄 (✓)
1	検定、講習、研修等の概要が分かる資料	受講案内、パンフレット等	✓
2	合格、修了等を証する資料	合格証、免許証等の写し	✓
3	補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し	領収書等の写し	✓
4	申請者名義の通帳の写し	または、「債権者登録申出書」	✓
5	その他( )		

複数の検定や研修分を申請するときは、検定、研修毎に概要のわかる資料や支払いの確認できる資料をご提出いただきます。

## 6 担当者連絡先

所属部署・役職・氏名 : 品質保証部 さくら花子  
 電話番号 : 0284-■■-■■■■  
 メールアドレス : ▲▲▲▲@ashimono.com

補助対象経費に関する別紙

No	検定合格者、 講習修了者等の氏名	検定、講習等の名称	補助対象経費*	補助対象事業**
1	けやき一郎	技能検定(マシニング セタ作業)	21,300	(1)
2	青葉 学	マシニング セタ応用スクール	200,000	(3)
3	さくら花子	ISO 内部監査員養成研修	22,000	(3)
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
		合 計	243,300	

・「補助対象経費」は、税抜き額を計上ください。

・「補助対象事業」については、要綱第4条(1)～(3)の該当号数を記入ください。

(1) 技能検定

(2) 法令に基づく免許や資格、講習  
労働安全衛生法に基づく各種資格や講習等が該当します。

(3) 生産現場で使用する生産設備や装置、機器等を使用するために専門研修等を従業員等に受けさせる事業や特定の工程を担うための専門的な資格を従業員等に取得させる事業  
メーカーの専門講習などが該当します。

(1) から(3)の該当区分を記入ください。

・検定、講習等の名称が長い場合、対象となる従業員数が多い場合は行数の調整等を適宜行ってください。

\* 補助対象経費は消費税相当額を除いた金額を計上してください。

\*\* 補助対象事業は要綱第4条に規定する事業区分の号数を記入ください。(4)については、事前にご相談ください。

(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する技能検定を従業員等に受験させる事業

(2) 従業員等に法令に基づく免許や資格の取得、講習等の受講をさせる事業

(3) 生産現場で使用する生産設備や装置、機器等を使用するために専門研修等を従業員等に受けさせる事業や特定の工程を担うための専門的な資格を従業員等に取得させる事業

別記様式第4号（第9条関係）

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付請求書

足利市長様

足利市ものづくり人材育成事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり、補助金の交付を請求します。

記

交付決定された補助金額と「¥」を入力ください。

金額					¥	7	2	0	0	0
----	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金として

交付決定通知後に、補助金交付請求となります。請求日は交付決定日以後となります。

年 月 日

(交付決定者)

栃木県足利市〇〇町〇番〇  
株式会社足利ものづくり  
代表取締役 足利 太郎

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱 運用方針（Q&A）

令和6(2024)年4月1日現在

1 補助対象者、要件に関すること

No	質 問	回 答
1	当該補助金は製造業を営む「個人事業主」は使えますか？	<u>交付対象者となります。</u> なお、個人事業主であることを示す書類として、開業届の写しや所得税の確定申告書控えの写しなどを申請時にご提出いただきます。 ただし、足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱上の要件を満たす必要があります。
2	親会社の大企業が株式の半数以上を有していますが、本制度は利用できますか？	<u>交付対象者となりません。</u> 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第2条(3)に定める「みなし大企業」に該当します。
3	建設業を営んでおり、事業において技能講習等により人材育成に取り組んでいますが、補助対象となりますか？	<u>建設業者は補助対象となりません。</u> 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第2条(1)に定める「製造事業者等」を対象としており、日本標準産業分類に規定する「製造業」を主たる事業で営む者である必要があります。
4	受入れしている「外国人技能実習生」に行う人材育成事業は補助対象となりますか？	<u>補助事業となります。</u> 令和6年4月1日の要綱改正により、外国人技能実習生への人材育成事業に対して補助の対象を拡大しました。
5	製造業を営む「代表者（取締役、使用者、雇用主）」ですが、本補助制度を活用できますか？	<u>本補助制度を活用できます。</u> 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第2条(2)に規定する「従業員等」には、労働基準法に規定する従業員のほか、代表取締役、取締役、使用者、雇用主なども含み、他の要件を満たせば、補助の対象となります。
6	製造現場ではなく、間接部門（経営、経理、総務等）に所属しているが、事業	<u>本補助制度を活用できます。</u> その他の要件を満たせば、現に従事する

	継続性の観点から技能講習（フォークリフト講習など）を受ける従業員への人材育成に補助制度は活用できますか？	業務と取得する資格等に密接な関係を有しない場合でも補助の対象となります。
7	求職中の個人ですが、個人で本補助制度を活用することはできますか？	<u>本補助制度は活用できません。</u> 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第2条(1)の「製造事業者等」が対象となるため補助の対象となりません。
8	従業員が個人的に受験料（受講料）を支払い、技能検定（技能講習）を受けたが、本補助制度を活用できますか？	<u>本補助制度を活用できません。</u> 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第2条(1)の「製造事業者等」が対象であり、製造事業者等が人材育成のために支払った受験料（受講料）が補助の対象となるため、補助の対象となりません。
9	市外の事業所に務める従業員の技能検定（技能講習）の合格（修了）した場合、補助の対象となりますか？	<u>補助の対象となりません。</u> 補助申請時に現に足利市内の事業所で業務に従事している必要があります。
10	製品納品のため普通自動車運転免許を取得させたいと考えているが、補助の対象となりますか？	<u>補助の対象となりません。</u> 事業との関連性は認められるものの、はん用性が高く、業務従事外での資格の活用が想定されるためです。

## 2 他の制度との併用に関すること

No	質 問	回 答
1	足利市中小企業及び小規模企業振興条例等に基づき、足利市が実施する同種の人材育成に係る補助金と併用はできますか？	<u>同一の補助対象について、他の補助制度との併用はできません。</u> 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第3条(4)の規程のとおりです。
2	同一の人材育成事業に対し、国の制度等を利用して助成金申請を考えてます。足利市ものづくり人材育成支援事業補助金と併用は可能ですか？	<u>同一の補助対象について、他の補助制度との併用はできません。</u> 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第3条(4)の規程のとおり、例)人材開発支援助成金(厚生労働省所管)

3	25歳未満の従業員の技能検定受験料が、減免措置を受けていますが、本補助制度は活用できますか？	<u>本補助制度を活用できます。</u> ただし、減免後の受験料を補助対象経費として補助金は算出します。
---	--	---

### 3 申請に関すること

No	質問	回答
1	技能検定を前期と後期で従業員に受講させます。申請については複数回申請できますか？	<u>複数回の申請が可能です。</u> 補助対象者一者あたり、同一年度で最大20万円まで活用いただけます。
2	本補助金の申請期限はいつまでですか？	令和7(2025)年3月31日(金)までに申請いただく必要があります。 年度末頃に申請を予定されている場合には、事前にご相談ください。
3	年度内(3月末まで)に合格(修了)した検定や資格についての補助申請は年度内の申請が必要ですか？	<u>原則、合格(修了)した検定や資格年度内に補助申請をしていただく必要がございます。</u> ただし、合格(修了)を証する書類の到着が次年度となるなど申請者の責めに帰することができないと認められる場合はその限りではありません(足利市のづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第7条第2項ただし書き(交付申請))。
4	補助金申請時に添付する通帳の写しですが、申請書は会社名義ですが、代表者個人の口座に振り込みも可能ですか？	原則、 <u>補助金申請者と振込先の口座名義人が同一である必要があります。</u> 補助金申請者宛に振込をさせていただきます。
5	受講した従業員の個人宛てに補助金を入金いただくことは可能ですか？	<u>従業員個人宛てにお振込みすることはできません。</u> 補助金申請者宛てにお振込みします。
6	補助対象経費に消費税が含まれる場合、補助対象経費はどのようにすれば良いですか？ 例) 研修費受講料 11,000円(税込み)	<u>消費税は補助対象経費対象外です。</u> 消費税を除いた金額が補助対象経費となります。例の場合では、補助対象経費は10,000円となります。
7	補助金の交付申請から交付決定、補助金の支払いまでどの程度お時間がかかりますか？	補助金申請から交付・不交付の決定まで概ね2週間、交付決定後に補助金の請求をいただき、支払いまでは概ね1月かかります。

8	補助金の算定方法について教えてください。	別記様式第 1 号別紙に計上した補助対象となる経費（税抜き）の合計額に補助率 30%を乗じた額の 1,000 円未満を切り捨てた額が補助金額となります。
---	----------------------	--

#### 4 個別の人材育成事業について

No	質 問	回 答
1	授業員が技能検定を受講するにあたり、受験勉強のための購入した図書代は、補助対象経費と認められますか？	技能検定の受験勉強のための書籍代は補助対象と認められません。
2	技能講習の講義内で使用するテキスト代は補助対象経費と認められますか？	講習経費に含まれると考えられるため、補助対象経費と認めます。
3	外部研修の受講に交通費・宿泊費がかかりましたが、経費として認められますか？	外部研修受講のための <u>交通費や宿泊費は補助対象経費として認められません。</u>
4	特定技能実習生の技能講習等に通訳料がかかりましたが、経費として認められますか？	<u>理解度や学習効率の向上のため講習等と不可分と認められる場合には補助対象経費として認めます。</u>
5	専用の生産設備の操作研修会に従業員を参加させるが、主催側で研修経費が宿泊費を含めて一式の総額となっているが、どうすれば良いか？	申請前に、 <u>受講案内や見積書等をご準備の上ご相談ください。</u> 受講案内、支払い明細書より、内訳がわかる場合には宿泊費を除いた額を補助対象経費としてください。 宿泊費が不明の場合には、「足利市職員等の旅費に関する条例」の別表の区分を宿泊費とみなし、補助対象経費から控除しますので、申請時は研修費一式を補助対象経費として、補助申請額を算出してください。
6	<p>専門家を自社に招聘した研修事業を実施します。次の経費のうち補助対象経費と認められますか？</p> <p>ア. 講師派遣業務委託料 イ. 講師謝礼金 ウ. 講師飲食代</p>	<p><u>個別の案件については、申請前に事前にご相談ください。</u></p> <p>研修案内や研修資料・次第・参加者一覧・テキスト、社内での実施報告を提出いただき、ヒアリングの上、補助対象となるかどうか確認させていただきます。</p>

	<p>エ. 講師交通・宿泊費  オ. テキスト代  カ. 研修材料費、資材費  キ. 研修スタッフの人件費</p>	<p>ア. 講師派遣業務委託料  内訳を確認し、決定します。  イ. 講師謝礼金・・・×  ウ. 講師飲食代・・・×  エ. 講師交通・宿泊費・・・×  オ. 研修テキスト代・・・○  カ. 研修材料費、資材費  研修のみの使用、支払い額の確定で  きることなどを勘案し、決定します。  ただし、はん用性が高く、転用可能  なものは認められません。  キ. 研修スタッフ(社内)の人件費・・・×</p>
--	---	---